

## その他注意事項

### 1. 申請内容の相違による「内定の取消し」と「辞退による減点」について

令和6年4月入所選考は、令和5年12月28日（木）17：30までに受付した申請・変更内容で実施します。令和6年4月入所選考により内定が出た方には、改めて「保育の利用を必要とする証明書」等の提出を求め、申請内容と相違がないかを確認させていただきます。

その際に、**当初の申請内容と入所内定時に確認する状況が異なる場合は、「内定の取消し」と、辞退扱いとなり年度内の選考時は調整点（マイナス5点）が適用されます。**

申請内容に変更がある場合は、必ず期限までに内容を変更してください。

#### 例：「就労」の場合

「月160時間（20点）」で申請（勤務証明書を提出）していたが、入所内定後に提出された勤務証明書は「80時間（12点）」であった場合。

⇒本来は「12点」で選考すべき内容であったため、申請内容の相違により「内定取消し」と調整点（マイナス5点）の適用となる。

#### 例：「就労」のうち「育児休業を終了し復職する調整点を適用」の場合

申請時に育児休業を取得していた会社への復職ではなく、退職し、別の会社で就労をされる場合。

⇒育児休業を取得した会社へスムーズに復職するための調整点であるため、申請内容の相違により「内定取消し」と調整点（マイナス5点）の適用となる。

※「就労予定」「派遣社員で育児休業取得中の方」は、以下の内容を雇用元にご確認ください。

①入所希望日から就労可能であるか。②内定後に提出を求める就労証明書等の提出が可能であるか。

### 2. 入所内定を辞退した場合の取扱い

入所内定を辞退した場合（内定取り消しを含む）は、年度内は保育を必要としないものとして受け止め、申請自体を一度取下げ扱いとさせていただきます。

引き続き申請を希望する場合は、内定を辞退した日を起点とし、既存の申請書で再度受け付けますが、令和6年度中は入所内定を辞退されたことによる調整点（マイナス5点）が適用され、以降は入所保留証明書も発行不可となります。そのため、入所内定を辞退されないことがないようご検討の上、申請（変更）してください。

### 3. 転園申請の取扱い

内定後の転園申請については、以下のとおり取扱いさせていただきます。

	兄弟が別園で内定した場合	市内園に内定が出た場合	他市園に内定が出た場合
転園希望	入所月の翌月から可 (但し、きょうだいの在園施設のみに限る)	年度途中は不可（小規模保育施設も同様） ※希望年月日は次年度（令和7年度）選考からの年月日とする。	入所月の翌月から可
申請時期	随時受付	入園後に随時受付（小規模保育施設のみ内定時に受付）	随時受付

### 4. 「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる」際の手続き

育児休業の延長も許容できる場合、予め「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」の提出を行うことで、以下①②が可能になります。

- ① マイナス調整点を適用し、意図的に順位を下げて、入所選考にかかることができます。
- ② 入所選考で内定が出なかった際は、「入所保留証明書」が発行できます。

また「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」を提出後、「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書」の提出を行うことで、最短2か月後の入所選考からマイナス調整点の適用を終了・取下げをして、入所選考にかかることができます。

※ マイナス調整点が適用されている方は、入所希望日のひと月前の選考には参加できません。

#### 〈育児休業中の入所選考において、マイナス調整点を適用・終了・取下げをするための手続き方法〉

提出書類：「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」

「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書」

提出期限：令和5年12月28日（木）17：30まで（土・日・祝日・休日を除く）

提出方法：① こども園課窓口にて配布したものか市ホームページからダウンロードしたものに署名する。

② こども園課窓口にて提出（持参）をする。

※ 窓口にて内容確認を直接させていただきたいので、ご持参にて提出をお願いします。

※ 同意書は保護者全員（父・母）の署名が必要のため、期限に余裕を持ってご準備ください



「保育所のページ」の「その他の各種様式」からダウンロード可能です。

## 5. 交野市外の園を入所希望する場合の取扱い

交野市外の園を入所希望することもできますが、以下の点に注意してください。

- ・ 交野市を經由して希望施設の所在市区町村へ入所申込み（広域入所依頼）を行います。  
市区町村により入所申込み期限等が異なりますので、必ずご自身でご確認ください。
- ・ 入所選考は希望施設の所在市区町村が行い、結果については交野市から保護者に連絡します。  
市区町村によっては結果が出るのがかなり遅くなる場合があります。
- ・ 交野市外の園に入所が内定した場合でも、あくまで当該年度末までの入所となります。  
翌年度以降も入所を希望する場合は改めて入所選考にかかるため、継続して入所ができない場合もあります。
- ・ 交野市内の園と交野市外の園の両方を希望することも可能ですが、市内の園より市外の園の希望順位が上位の場合は、市外の園の結果が出るまでは市内の園に内定はお出しできません。  
また、「調整点」の3番についても、対象外となります。

## 6. 現時点での令和7年度以降の予定

### ①第2きんもくせい保育園の移転予定

令和7年4月以降に、現在の郡津5丁目から倉治8丁目に移転することが予定されております。

※令和5年7月入所選考より前から当該園に在園している方で転園希望される方は、【調整点】の19番の対象です。

### ②天野が原保育園の移転予定

令和7年4月以降に、現在の天野が原町2丁目から私市1丁目に移転することが予定されております。

※令和6年2月入所選考及び令和6年4月入所選考より前から当該園に在園している方で転園希望される方は、【調整点】の19番の対象です。（小規模保育施設等卒園時の調整点が適用される方を除く）

### ③ほしのまち保育園・ほしのうた保育園の延長保育事業

令和6年度末に、18時半から19時までの延長保育事業を終了することが予定されております。

（令和6年度中はこれまで通り、実施されます。）